

現場説明書

1

令和7年5月15日以降調達公告適用

工 程	① （他工事等との調整） _____ については、 _____ と関連するので相互の連絡調整を密にすること。 ② （部分完成、着工保留） _____ については、 _____ まで _____ [すること、しないこと]。 ③（施工時間） 本工事の施工時間帯は、昼間施工（8：00～17：00）を見込んでいる。 _____ の施工時間は、 _____：_____ ～ _____：_____ とする。 ④ （余裕期間設定工事） 本工事は、鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領（平成28年6月9日付第201600036328号県土整備部長通知）の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 工期については、調達公告のとおりとする。 ⑤ （鋼材の調達の遅れによる工期の延長） この工事の工期には、鋼材調達期間として、 _____ ケ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 ⑥（週休2日工事） 【治山工事、林道工事、港湾工事、漁港工事以外】 本工事は、鳥取県県土整備部週休2日工事実施要領（平成30年3月12日付第201700297117号県土整備部長通知）の対象工事である。https://www.pref.tottori.lg.jp/277262.htm に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い週休2日工事を実施すること。
用地関係	① （用地、物件等未処理） 本工事区間の _____ には _____ があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、 _____ 頃 _____ の予定である。
支 障 物 件	①（埋設物等の事前調査） 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____）について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____）であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ② （支障物件） _____ の施工に当って、 _____ が支障となっているが、 _____ までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 ③ （立本の置き場所） 工事用地内の立木は伐採し、 _____ に置くこと。
公 害 対 策	① （低騒音型・低振動型建設機械） 本工事のうち施工箇所： _____ については、特に生活環境を保全する必要があるので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種： _____ 、施工機械： _____

安全対策	①（交通安全施設等） 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員 A <u> </u>人 交替要員 <u> </u>人 1日あたり合計 <u> </u>人 配置日数 <u> </u>日 工事全体合計 <u> </u>人・日 交通誘導員 B <u> </u>人 交替要員 <u> </u>人 1日あたり合計 <u> </u>人 配置日数 <u> </u>日 工事全体合計 <u> </u>人・日 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。 また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。
濁水処理	①（濁水処理） 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難しい場合は別途協議すること。 また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成24年3月27日付第201100201443号水・大気環境課長通知） https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1141896/120327hosouseitudan.pdf）に基づいて適正に処理すること。
建設副産物の処理	【建設発生土（処理）】 ①（他工事等流用） 建設発生土は <u> </u>市・町・村 <u> </u>地内の <u> </u>工事現場に運搬（片道運搬距離 <u> </u>km）するものとする。 ②（建設技術センター） 建設発生土は <u> </u>市・町・村 <u> </u>地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離 <u> </u>km）するものとする。なお、処理費として1m³当り <u> </u>円をセンターに支払うこと。 センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上） ③（民間残土受入地） 建設発生土は <u> </u>市・町・村 <u> </u>地内の <u> </u>に運搬（片道運搬距離 <u> </u>km）するものとする。なお、処理費として1m³当り <u> </u>円を <u> </u>に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上） ④（土質改良プラント） 建設発生土は <u> </u>市・町・村 <u> </u>地内の <u> </u>に運搬（片道運搬距離 <u> </u>km）するものとする。なお、処理費として1m³当り <u> </u>円を <u> </u>に支払うこと。 土質改良プラントへ搬出する土砂の土質は、各プラントが指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上） 【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】 ①（分別解体等） コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 コンクリート塊 1m³当り <u>32,996</u>円 アスファルト塊 1m³当り <u> </u>円 建設発生木材 1m³当り <u> </u>円 ②（他工事等流用） 〔Co雑割材・ <u> </u>〕は、 <u> </u>市・町・村 <u> </u>地内 <u> </u>工事で使用するものとする。

③ (バイオマス発電燃料加工施設への搬出)

建設発生木材は_____市・町・村_____地内の_____のバイオマス発電燃料加工施設への搬出(片道運搬距離_____km)を想定し、1 t 当り_____円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。

なお、公共工事で伐採する支障木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであることは、立木の所有者(鳥取県)自らにより由来を証明することを基本とするが、伐採・運搬を行う者が由来を証明する場合は、鳥取県森林組合連合会が登録・審査した認定団体でなければならない。当該工事は、〔所有者(鳥取県)・伐採・運搬を行う者〕により由来の証明を行うこととしているため、着手にあたっては事前に監督員に確認すること。

④ (木材市場等へ売却)

建設発生木材は_____市・町・村_____地内の_____への搬出(片道運搬距離_____km)を想定し_____円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

⑤ (再資源化施設へ搬出)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにmanifestoを発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

(施設の名称・
受入れ費用)

コンクリート塊 _____ 岩美 町 浦富 地内の _____ 吾妻商事(株)
(運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円

アスファルト塊 _____ 町 浦富 地内の _____
(運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円

建設発生木材 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____
(運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円

その他 () _____ 市・町・村 _____ 地内の _____
(運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円

(受入れ時間帯)

8時～17時(平日)

(受入れ条件)

ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。

イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。

ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____ cm以下、長さ _____ m以下であること。

エ 2次公害発生の恐れのある物質(廃油等)を含まないこと。

⑥ (最終処理等)

_____については、_____市・町・村 _____ 地内の産業廃棄物処理場への搬出(片道運搬距離 _____ km)を想定し、その費用として1 t 当り _____ 円を見込んでいる。

これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑦ (産業廃棄物の処理に係る税)

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、 _____ 円見込んでいる。

⑧ (伐木工の数量)

伐木工は伐木工歩掛(平成27年8月12日付第201500076595号鳥取県県土整備部技術企画課長通知)に基づき参考数量で算出しているので、実績について見積もり等により監督員に協議を行うこと。

⑨ (建設発生木材の出来形数量)

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工 種	項 目	規 格	摘 要
建設発生木材 運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、manifestoで運搬量(体積(空m3))が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。	
建設発生木材 搬出量	manifesto又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑩ (manifesto)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきmanifestoを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

建設副産物の使用	① （建設発生土の使用） _____ 工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：_____ に使用する。 ② （再生資材の使用） ア Co雑割材は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____ に使用する。 イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____ に使用する。 ウ 再生クラッシュラン〔規格：Rc- _____ 〕は、使用箇所：_____ に使用する。 エ 再生コンクリート砂〔規格：RS- _____ 〕は、使用箇所：_____ に使用する。 オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格： _____ 〕は、使用箇所：_____ に使用する。 カ その他再生資材〔資材名： _____ 〕〔規格： _____ 〕は、使用箇所：_____ に使用する。 キ 本工事において、再生クラッシュランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該砕石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生砕石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生砕石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。 ク 本工事において、粒度調整砕石の使用は新材を想定している。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議することとし、設計変更の対象とする。
工事用道路	① （農地の一時転用について） 本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する場合は、事前に所轄農業委員会と協議を行い、農地法第5条第1項に基づく農地一時転用の許可を得ること。 【令和5年4月1日時点で、前工事等の請負業者が一時転用している農地を継続して利用する場合は、以下も記載する。（該当がなければ記載を削除）】 受注者は、前工事等の請負業者が農地一時転用している農地を継続して利用する場合、速やかに変更報告書を作成の上、所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。 ② （農地の賃貸借） ア _____ の用途に使用するため、_____ 市・町・村 _____ 番地を賃貸借すること。 イ 土地賃貸借契約書に「鳥取県との建設工事請負契約に基づき、土地の貸借権は鳥取県が有することとし、原状復旧の責は鳥取県が負い、受注者がその任に当たるものとする。」を明記すること。 ウ 賃貸人に賃貸借料を支払うこと。 エ 工事完了後、速やかに農地の原状に復旧すること。 オ イにより契約した地番における、農地一時転用許可は不要である。
その他	① （自社施工） 本工事においては、（※）_____ 工（_____ 工を除く）のうち少なくとも_____ 千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより自社施工しなければならない。 ※該当する細別（レベル4）を記載する。 ②（工事名称） 工事標示板に記載する名称は、<u>町道山ノ神1号線（山ノ神橋）橋梁補修工事</u> とする。 なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。

③（景観評価）

ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。
イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。

④（工事成績評定）

本工事は、工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づく工事成績評定の対象と〔する・しない〕。工事成績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当するため。

~~ア 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。）が、500万円未満の一般土木工事及び250万円未満の建築・設備工事~~

~~イ 鳥取県の管理する道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路に限る。）・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。）することを目的として発注された工事（年間維持、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理工事）~~

~~ウ 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事~~

~~エ 機器の納品、部品取替等の建設工事（融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等）~~

~~オ 工事目的物を伴わない建設工事（旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等）~~

⑤（監督体制）

本工事は監督体制は〔一般・重点〕監督とする。
重点監督の工種は_____とし、その他の工種は一般監督とする。
なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

~~⑥（三者協議）~~

本工事は、（対象工事の区分を記載）工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。（重点監督工事等に適用）

⑦（技能士常駐）

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

ア 技能士種別：_____技能士、該当工種：_____工、特記事項根拠：_____頁

イ 技能士種別：_____技能士、該当工種：_____工、特記事項根拠：_____頁

ウ 技能士種別：_____技能士、該当工種：_____工、特記事項根拠：_____頁

~~⑧（電子納品）~~

情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とする。

電子納品に当たっては、<https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い適正に納品すること。

オンライン電子納品を実施する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新のオンライン電子納品試行要領（令和6年6月12日付第202400071599号技術企画課長通知）に従うこと。

~~⑨（情報共有システム）~~

情報共有システム（以下「システム」という。）を利用すること。

ただし、情報共有システムの利用を希望しない場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑩（寒中コンクリート）

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」（平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

その他の

⑪（建設機械の賃料の採用単価）

- ア 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン及び高所作業車以外の建設機械は長期割引単価を標準としている。
通常単価を採用した建設機械〔無し・有り（ ）〕
- イ ラフテレーンクレーン及び高所作業車について、1ヶ月以上の長期利用に当たるものは長期割引単価を採用し、1ヶ月未満の利用に当たるものは通常単価を採用している。
本工事の 工で使用を想定しているラフテレーンクレーン（規格 t 吊）の採用単価は（長期割引単価・通常単価）（建設物価 月号、 頁）を採用し、本工事の 工で使用を想定している高所作業車（規格 ）の採用単価は（長期割引単価・通常単価）（建設物価 月号、 頁）を採用している。

⑫（現場環境改善）

本工事は、現場環境改善（率計上分）実施対象工事と〔するしない〕。

下表の内容のうち原則として各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1実施内容ずつ（いずれか1項目のみ2実施内容）の合計5つの実施内容を実施すること。港湾及び漁港事業は、項目に防災・危機管理関係を含めることができる。

実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。

地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容（目的に資するものであること）について監督員の確認を受けること。

1 内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献
防災・危機管理関係 （港湾・漁港事業）	1. 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）

【災害復旧工事】（該当しない場合は削除）

現場環境改善費における主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

⑬（熱中症対策）

熱中症対策について <https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm> に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。

また、気象庁から高温注意報（最高気温35℃以上が予想される場合）が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

その他

⑭ (現場管理費補正)

【治山工事、林道工事以外】

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領(令和元年6月12日付第201900066875号県土整備部長通知)の対象工事である。

熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。

⑮ (日本芝生産地への配慮)

日本芝の生産に配慮した植生工について(令和2年2月27日付第201900299342号県土整備部長通知) (<https://www.pref.tottori.lg.jp/290178.htm>)に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。

ア [張芝工・筋芝工] は、日本芝の[野芝・高麗芝]を使用すること。

イ [植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。

ウ [わら芝工・植生シート工・植生マット工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替えの種子として〇〇を使用し、材料費として1m2 当り 〇〇円を見込んでいます。

⑯ (ICT活用工事[受注者希望型(LightICTを含む)])

本工事は、受注者希望型(LightICTを含む)の対象工事であるので、最新の「ICT活用工事特記仕様書(受注者希望型)」によること。

仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm>を参照すること。

⑰ (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)

本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。

安全対策について、<https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm>に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

⑱ (標示板の設置)

本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事(5か年加速化対策)」と標記すること。

標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について(令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事務連絡)を参考にすること。

⑲ (CCUS活用推奨工事[受注者希望型])

本工事は、受注者希望型の対象工事である。CCUSの活用を希望する場合は、最新の「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事(受注者希望型)特記仕様書」によること。

仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/291820.htm>を参照すること。

⑳ (遠隔臨場)

本工事は、遠隔臨場の対象工事である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。

㉑ (施工管理システム)

本工事は、施工管理システムの利用可能工事(試行)である。施工管理システムの利用を希望する場合は、事前に監督員と協議を行うこと。なお、利用に関するアンケート調査に協力すること。対象とする施工管理システムは以下のホームページに掲載されたものである。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/310672.htm>

その他

② (快適トイレの試行)

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用【災害復旧工事以外】(該当しない場合は削除)

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

2. 快適トイレに要する費用【災害復旧工事】(該当しない場合は削除)

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督員と協議の上、試行の対象外とする。

その他